



各 位

平成 26 年 1 月 27 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 益 子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6)

発行新株式数の確定に関するお知らせ

平成 26 年 1 月 7 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行に関し、海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 7,750,000 株

<ご参考>

1. 公募による新株式発行

下記①乃至③の合計による当社普通株式 217,750,000 株

①国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 145,450,000 株

②海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 64,550,000 株

③海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 7,750,000 株

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	622,893,974 株
(平成 25 年 12 月 31 日現在)	第 1 回 A 種優先株式	42,200 株
	第 1 回 G 種優先株式	130,000 株
	第 2 回 G 種優先株式	168,393 株
	第 3 回 G 種優先株式	10,200 株
	第 4 回 G 種優先株式	30,000 株
	合 計	623,274,767 株
公募増資による増加株式数	普通株式	217,750,000 株
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	840,643,974 株
	第 1 回 A 種優先株式	42,200 株
	第 1 回 G 種優先株式	130,000 株

ご注意：この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第2回G種優先株式	168,393株
第3回G種優先株式	10,200株
第4回G種優先株式	30,000株
合 計	841,024,767株

- (注) 1. 上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という。）により、23,250,000株を上限として、平成26年2月25日に当社普通株式が発行されることがあります。
2. 本第三者割当増資の払込期日（平成26年2月25日）後遅滞なく、優先株式の普通株式への転換及び優先株式の取得・消却が実施されることが予定されているため、各回号の優先株式の本第三者割当増資後の発行済株式総数は、変動いたします。

3. 今回の調達資金の使途

公募による新株式発行に係る手取概算額 232,254,000,000円については、本第三者割当増資の手取概算額上限 24,837,000,000円と合わせ、手取概算額合計上限 257,091,000,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、上記の当社優先株式を取得するための資金として充当する上限の目途とした金額に関する事項並びに設備投資の概要及び設備投資計画の内容等の詳細につきましては、平成26年1月7日付けプレスリリース「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせをご参照下さい。

以 上

ご注意：この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。